

子育て応援金を支給します

御代田町では、子育て家庭の経済的負担を少しでも軽減するため、幼児教育期に入る児童を養育している保護者に子育て応援金を支給します。該当する保護者には、1月に「御代田町子育て応援金支給申請書」と関係書類を送付させていただきますので、必要事項をご記入いただき、申請してください。なお、対象になるにもかかわらず、申請書が送られていない場合やご不明な点などは、町民課にお問い合わせください。

対象となる子ども

- ・平成23年1月1日現在で御代田町に住民登録されていること
- ・平成22年度において、3歳に達する子ども(平成19年4月2日から平成20年4月1日生まれ)であること

支給金額

- 一回のみ
- 一人あたり20,000円

申請・支給方法

手当の受給には、対象となる子どもと同一世帯で、この児童を養育し、生計を一緒にしている保護者が、町に対して申請をしていただく必要があります。

窓口での申請

支給対象者が、申請書などを直接町

民課に提出いただく

郵送による申請

支給対象者が、申請書などを郵送で町に提出いただく

支給方法

町が、申請者から指定された金融機関の口座へ2月中に振り込みます

申請に必要な書類(必ず添付)

- ・申請者の公的身分証明の写し(運転免許証など)
- ・振込先口座の分かる通帳等の写し(キャッシュカードの写しなど)

申請期限

平成23年1月31日(月)

(申請期間が短いので、お忘れなく申請してください。)

代理による申請

代理人として申請できる次の方は、委任状を提出してください。

・支給対象者である保護者と同じ世帯

構成員

・基準日現在保護者と一緒に居住し、

生計を同一にしている外国人

その他注意事項

ゆうちょ銀行を指定する場合は記号・番号を記入していただくようになります。通帳によっては、振り込めない場合がありますので、郵便局に事前にお問い合わせいただき、確認してからご記入ください。

- ・申請期限までに申請をしなかった場合は辞退されたものとみなします
- ・申請書の不備により振込不能等で支給ができず、町で、確認しても修正ができなかった場合は申請を取り下げたものとみなします
- ・海外で開設した口座へは、振り込みができません
- ・長期間使用していない口座は振り込みができないことがありますので、平素使用されている口座をご利用ください

町からの問い合わせ

申請について不明な点があった場合は町から問い合わせる場合がありますが、ATMの操作をお願いすることや、申請の代行をすること、また手数料の振り込みなどを求めることは絶対にありません。不審な点がありましたら、町民課または、警察にご連絡ください。

その他不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先

町民課(子ども係)内線47・74



不妊治療助成制度を 充実します

御代田町では、平成23年1月1日から不妊治療を受けている夫婦に対し、費用の一部を助成する「御代田町不妊治療費助成事業実施要綱」を改訂し、制度の充実を図ります。

助成を受けられることができる方

夫婦の両方が御代田町内に住所がある方で、次のいずれにも該当する方。

- (1)法律上の婚姻をしている夫婦で、体外受精・顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されていること。
- (2)夫および妻の前年の所得の合計が650万円未満であること。
- (3)当該治療に対し、県・他市町村の助成を受けていない方。
- (4)申請日の1年以上前から、住民票に記載され、または外国人登録原票に登録されている夫婦。

助成の対象となる不妊治療

医療機関で実施した体外受精および顕微授精。

ただし、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療、代理母・借り腹による不妊治療は除きます。

助成の額および期間

一組の夫婦に対し、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成します。

今回の改正の要点

新	旧
一組の夫婦に対し、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成	一組の夫婦に対し、1回の治療につき10万円まで、1年度当たり1回を限度に通算2年間助成

申請書類および申請場所 お気軽に相談ください

必要書類 保健福祉課備付の申請書、医師の意見書と領収書、住民票の写し、夫婦であることが証明できる書類、夫および妻の所得の額を証明する書類

申請場所 保健福祉課健康推進係(人権啓発センター) TEL (32) 2554 FAX (31) 2511

役場関係業務 年末年始休業のお知らせ

業 務 (庁舎等)	休 業 期 間
一般業務 (役場庁舎・保健福祉課庁舎・保育園・児童館)	12月29日(水) ~ 1月3日(月)
博物館業務(エコールみよた)	
火葬業務(高峰苑等)	12月31日(金)午後3時~ 1月2日(日)
エコールみよた貸し館業務	12月27日(月) ~ 1月4日(火)
図書貸し出し業務(エコールみよた)	12月28日(火) ~ 1月5日(水)
社会体育業務(B&G海洋センター・やまゆり体育館等)	12月27日(月) ~ 1月4日(火)

※年末年始の休業中でも「出生・婚姻・死亡届」などの受け付けは役場宿日直室で行っています。